■対応レベル等

表１　発生状況に応じた対応レベルの概要

対象地 / 発生状況	全国	発生地*周辺（発生地から半径 10 km 以内）
通常時	対応レベル 1	指定なし
国内単一箇所発生時	対応レベル 2	野鳥監視重点区域に指定
国内複数箇所発生時	対応レベル 3	
近隣国発生時等	対応レベル 2 又は 3	必要に応じて適切な場所に野鳥監視重点区域を指定

＊緊急的に警戒が必要となる野鳥や飼養鳥、哺乳類の発生見込み事例（簡易検査陽性や A 型インフルエンザウイルス M 遺伝子陽性の場合）や、家きん等の疑い事例の発生地を含む。

表２　対応レベルの実施内容

対応レベル等	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査（死亡野鳥等調査）			
		検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種
対応レベル 1	情報収集 監視	1 羽以上	3 羽以上	5 羽以上	5 羽以上
対応レベル 2	監視強化	1 羽以上	2 羽以上	5 羽以上	5 羽以上
対応レベル 3	監視強化	1 羽以上	1 羽以上	3 羽以上	5 羽以上
野鳥監視重点区域	監視強化	1 羽以上	1 羽以上	3 羽以上	3 羽以上

- 同一場所（見渡せる範囲程度を目安とする。沿岸・海洋の場合は海流等の環境を鑑み関連した場所）で数日間（おおむね 3 日間程度）に発見された死亡個体や衰弱個体の合計羽数が表の羽数に該当した場合を基本として、ウイルス保有状況の調査を実施する。ただし死亡原因が他の要因であることが明瞭なものは除く。
- 見渡せる範囲程度とはあくまで目安であり、環境によって大きく異なり具体的数値を示すのは困難である。そのため、同一場所の範囲は、地域の鳥類に詳しい研究者等と相談し、現場の状況に即して判断して差し支えない。
- 重度の神経症状を呈している、野鳥監視重点区域で感染確認鳥類の近くで死亡していたなど 、感染が疑われる状況があった場合には、鳥種や羽数に関わらず検査対象とする。
- 継続発生時等、検査数が多くなった場合は検査数を減らす等、表 2 にこだわらず、検査の効率化を図っても差し支えない。
- 国内希少野生動植物種（p.9 表 I-4）については、検査優先種であるか否かにかかわらず、その希少性や生息状況等を踏まえ、感染が疑われる状況があった場合には、できる限り 1 羽から検査を実施する。

表３　早期警戒期間中の調査実施内容

鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査（死亡野鳥調査）			
	検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種
情報収集 監視強化	1 羽以上	1 羽以上	3 羽以上	5 羽以上

- 早期警戒期間は毎年 9 月から 10 月末までとする。当該期間終了後は、対応レベルに応じた対応に移行する。

■検査優先種

表４　検査優先種　（11 目 14 科）

検査優先種１（19 種）		
カモ目カモ科 　ヒシクイ 　マガン 　シジュウカラガン 　コクチョウ* 　コブハクチョウ* 　コハクチョウ 　オオハクチョウ 　オシドリ 　ヒドリガモ 　キンクロハジロ カイツブリ目カイツブリ科 　カイツブリ 　カンムリカイツブリ	ツル目ツル科 　マナヅル 　ナベヅル チドリ目カモメ科 　ユリカモメ タカ目タカ科 　オジロワシ 　オオタカ 　ノスリ ハヤブサ目ハヤブサ科 　ハヤブサ 重度の神経症状**が観察された水鳥類	主に早期発見を目的とする。 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）に感受性が高く、死亡野鳥等調査で検出しやすいと考えられる種。 死亡野鳥等調査で、平成 22 年度以降の発生時を合わせた感染確認率が 5%以上であった種
検査優先種２（8 種）		
カモ目カモ科 　マガモ 　オナガガモ 　トモエガモ 　ホシハジロ 　スズガモ	タカ目タカ科 　オオワシ 　クマタカ フクロウ目フクロウ科 　フクロウ	さらに発見の可能性を高めることを目的とする。 過去に日本、韓国等において死亡野鳥で感染確認のある種を含める。
検査優先種３		
カモ目カモ科 　カルガモ、コガモ等（検査優先種 1、2 以外全種） カイツブリ目カイツブリ科 　ハジロカイツブリ等（検査優先種 1 以外全種） コウノトリ目コウノトリ科 　コウノトリ カツオドリ目ウ科 　カワウ ペリカン目サギ科 　アオサギ ペリカン目トキ科 　クロツラヘラサギ ツル目ツル科 　タンチョウ等 　（検査優先種 1 以外全種） ツル目クイナ科 　オオバン	チドリ目カモメ科 　ウミネコ、セグロカモメ等（検査優先種 1 以外全種） タカ目ミサゴ科 　ミサゴ タカ目タカ科 　トビ等（検査優先種 1、2 以外全種） フクロウ目フクロウ科 　コミミズク等（検査優先種 2 以外全種） ハヤブサ目ハヤブサ科 　チョウゲンボウ等（検査優先種 1 以外全種） スズメ目カラス科 　ハシボソガラス 　ハシブトガラス	感染の広がりを把握することを目的とする。 水辺で生息する鳥類としてカワウやアオサギ、コウノトリ、クロツラヘラサギ、検査優先種 1 あるいは 2 に含まれないカモ科、カイツブリ科、ツル科、カモメ科の種を、また鳥類を捕食する種として検査優先種 1 あるいは 2 に含まれないタカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種を、死亡野鳥を採食するハシブトガラス及びハシボソガラスを対象とした。
その他の種		
上記以外の鳥種すべて。 猛禽類及びハシブトガラス、ハシボソガラス以外の陸鳥類については、国内での感染が確認されておらず、海外でも感染例は多くないことから、その他の種とする。 野鳥監視重点区域においては、3 羽以上の死亡がみられた場合の他、感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には 1 羽でも検査対象とする。		

*　外来種。

**　重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態（本体マニュアル p.113 図 IV-4 参照）で、正常に飛翔したり、採食したりすることはできないもの。

※検査優先種については今後の発生状況、知見の集積等により見直し、毎年シーズンの始めに環境省から通知する。

シーズン中も状況に応じて追加、通知する。都道府県等は、この検査優先種を基本として地域の事情に合わせ独自の選定により適切な対応をすることを妨げない。

※検査優先種については、必ずしも感受性が高い種のみを選定しているわけではなく、発見しやすさや、海外や近縁種での感染例による予防的な選定等も含む。

※国内希少野生動植物種については、検査優先種か否かにかかわらず、その希少性を踏まえ、感染が疑われる状況があった場合には、できる限り１羽から検査を実施する。

表５　国内希少野生動植物種の鳥類（45 種）

カモ目カモ科	ハヤブサ目ハヤブサ科	カツオドリ目ウ科
シジュウカラガン(1)	ハヤブサ(1)	チシマウガラス
チドリ目ウミスズメ科	キジ目キジ科	ペリカン目サギ科
エトピリカ	ライチョウ	オオヨシゴイ
ウミガラス	ツル目ツル科	キツツキ目キツツキ科
チドリ目シギ科	タンチョウ(3)	オーストンオオアカゲラ
ヘラシギ	スズメ目ホオジロ科	ミユビゲラ
アマミヤマシギ	シマアオジ	ノグチゲラ
カラフトアオアシシギ	ツル目クイナ科	ミズナギドリ目アホウドリ科
コウノトリ目コウノトリ科	シマクイナ	アホウドリ
コウノトリ(3)	ヤンバルクイナ	ミズナギドリ目ウミツバメ科
ペリカン目トキ科	スズメ目アトリ科	クロコシジロウミツバメ
トキ	オガサワラカワラヒワ	ミズナギドリ目ミズナギドリ科
クロツラヘラサギ(3)	スズメ目ミツスイ科	オガサワラヒメミズナギドリ
ハト目ハト科	ハハジマメグロ	セグロミズナギドリ
キンバト	スズメ目モズ科	フクロウ目フクロウ科
アカガシラカラスバト	アカモズ	ワシミミズク(3)
ヨナグニカラスバト	スズメ目ヒタキ科	シマフクロウ(3)
タカ目タカ科	オオセッカ	
イヌワシ(3)	アカヒゲ	
オガサワラノスリ(3)	ホントウアカヒゲ	
チュウヒ(3)	アカコッコ	
オジロワシ(1)	オオトラツグミ	
オオワシ(2)	スズメ目ヤイロチョウ科	
クマタカ(2)	ヤイロチョウ	
カンムリワシ(3)		

（参考）環境省ホームページ

国内希少野生動植物種一覧 https://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html

下線は検査優先種、カッコ内は検査優先種のレベル